

暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という）第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

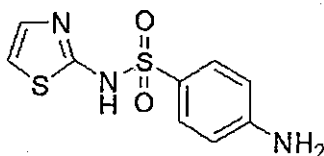
以下に掲げる農薬等については、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであるが、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) スルファチアゾール（優先評価物質）

本薬は合成抗菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

1989年にFAO/WHO合同添加物専門家会議（JECFA）において、ホルモンへの影響についてのデータ不足から「NO ADI」と評価されている。



(2) アボパルシン

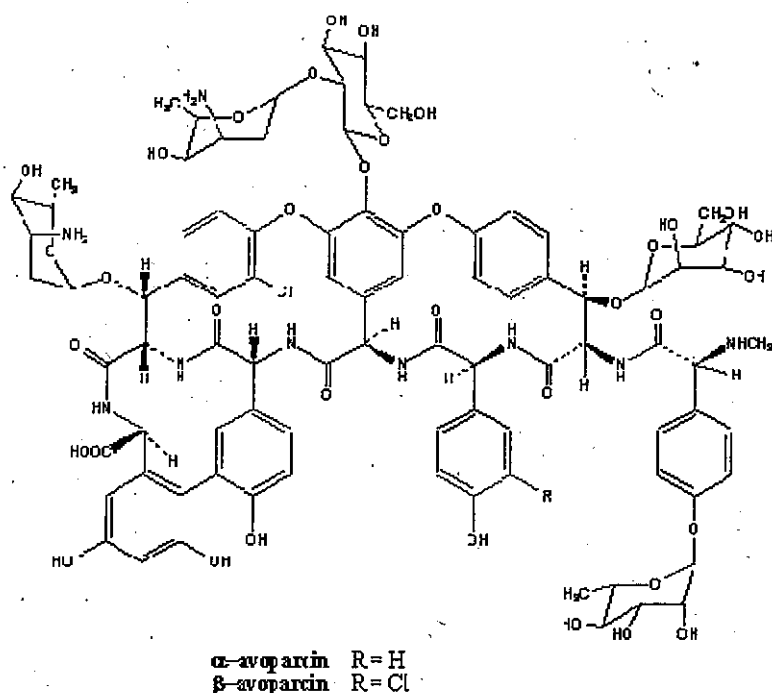
本薬は抗生物質であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準（オーストラリア）を参考に新たな基準を設定した。

JECFAにおける毒性評価はなされていない。

本薬については、1990年代後半からその耐性菌が院内感染症等の人の医療上の問題を引き起こす恐れがあるとの報告が国内外でなされ、我が

国においては1997年に飼料添加物としての指定が取り消された。一方、オーストラリアにおいては2001年に本薬の再評価が行われ、その分析法の定量限界をもとに残留基準が設定されたが（ADIは未設定）、2006年10月に当該基準が削除された。現在、本薬の飼料添加物としての使用は世界的に禁止されており、その製造・販売は行われていない。

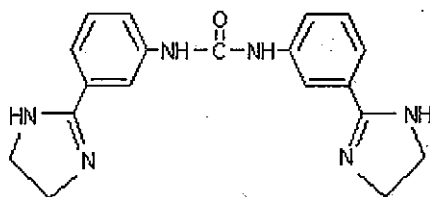
このような状況を踏まえ、現行の残留基準を見直すこととしているが、残留基準を削除した場合、食品、添加物等の規格基準 一般規則1「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。



(3) イミドカルブ

本薬は寄生虫駆除剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して国際基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

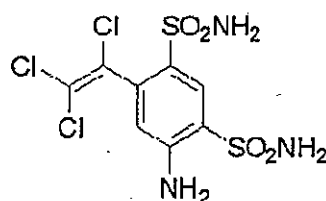
JECFAにおける毒性評価では、許容一日摂取量(ADI)として0.01 mg/kg 体重/日と設定されている。



(4) クロルスロン

本薬は寄生虫駆除剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して海外基準を参考に新たな基準を設定した。

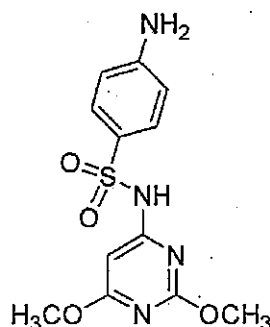
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(5) スルファジメトキシ

本薬は合成抗菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

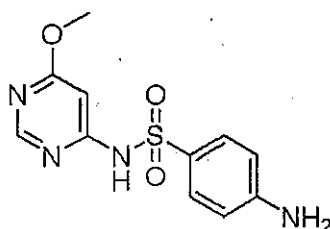
J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



(6) スルファモノメトキシ

本薬は合成抗菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界を参考に新たな基準を設定した。

J E C F Aにおける毒性評価は、なされていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記の農薬等の食品中の残留基準設定について検討する。